

柴田学園同窓会会則

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は柴田学園同窓会と称し事務所を弘前市上瓦ヶ町 25 柴田学園本部内におく。

第 2 章 目的及び事業

第 2 条 本会は会員相互の親睦と教養を高め学園の発展を図り合せて社会生活の向上に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会に於いて行うべき事業は次のとおりとする。

- 1 学園の事業を協力する。
- 2 その他本会の目的達成に必要な事業。

第 3 章 会 員

第 4 条 本会は会員で構成する。(開校・開学の順)

- ・弘前和洋裁縫女学校卒業生
- ・東北女子短期大学附属柴田中学校卒業生
- ・柴田女子高等学校卒業生
- ・東北女子短期大学卒業生
- ・東北コンピュータ専門学校卒業生
- ・柴田女子実業学校卒業生
- ・東北女子専門学校卒業生
- ・東北栄養専門学校卒業生
- ・東北女子大学卒業生
- ・東北経理専門学校卒業生

第 4 章 組 織

第 5 条 本会は次の学校別同窓会をもって組織する。

- 1 東北女子大学同窓会
 - 2 東北女子短期大学、東北女子専門学校、東北栄養専門学校、東北コンピュータ専門学校、東北経理専門学校同窓会
 - 3 柴田女子高等学校同窓会
- 各校同窓会の会則は別に定める。

第 5 章 役員及びその職務

第 6 条 本会に次の役員をおく。

- 1 名誉会長 1名 学園理事長を名誉会長とする。
- 2 会 長 1名 総会で選出する。
- 3 副会長 各校同窓会長がその任にあたる。
- 4 評議員 各校同窓会長を含めた若干名とする。
- 5 監 事 3名 総会で選任する。
- 6 顧問 各学校の長とする。
- 7 相談役 会員の中から評議員会の推薦とする。

第 7 条 本会役員の職務は次の通りである。

- 1 会長は本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は代行する。
- 3 評議員は評議員会を構成し、会の方針会則改正及びその他の重要事項を審議し必要に応じて総会に提出する。
- 4 評議員は本会の事務を分掌しこの中から会計 2 名を会長が委嘱する。
- 5 各校同窓会が輪番で本会の総会準備をする。
- 6 監事は本会会計を監査する。

第 8 条 役員の任期は 3 ヶ年とする。但し留年を妨げない。

第 6 章 会 議

第 9 条 本会の会議は総会、評議員会とする。

- 1 総会は 3 年ごとに開催し、次のことを行う。
 - (1) 会則の改正
 - (2) 役員の変更
 - (3) 基本金の報告
 - (4) その他
- 2 評議員会 会長が招集し諸種の重要事項を審議する。

第 7 章 会 計

第 10 条 本会計年度は毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとする。

- 1 基本金
 - (1) 基本財産は役員において適当と認める方法で管理する。
 - (2) 基本財産より生じたる利子、事業より生じた利益金及び寄付金。

第 8 章 会 費

第 11 条 会員は入会と同時に会費を納める。

- 1 会費は各校同窓会で管理する。

2 会費の徴収は別に定める。

第 9 章 個人情報

第 12 条 本会が所有する会員の個人情報の取り扱いについては、別に定める取り扱い指針による。

第 10 章 雑 則

第 13 条 内規

- 1 本会は会則に基づく本会の運営に関して、必要に応じて内規を定めることができる。
- 2 内規の制定、改正については評議員会で決定し、総会に報告する。

第 11 章 附 則

第 14 条 会員は身分住所に異動を生じた場合は役員又は事務所に通知する。

第 15 条 本会々則は総会の議決を経て変更することができる。

本会々則は平成 3 年 5 月 19 日一部改正。

本会々則は平成 22 年 11 月 7 日改正。

本会々則は平成 25 年 8 月 31 日改正。

本会々則は平成 26 年 9 月 7 日改正。

本会々則は平成 29 年 9 月 10 日一部改正。